

別紙1「事業日程」

本事業の事業日程は、以下のとおりとする。ただし、下記の日程はいずれも予定日であり、契約期間中にこれを変更する場合には、新しい日程についてその都度県企業庁及び事業者が協議を行い、書面で確認するものとする。

図表1-1 事業日程

太陽光発電設備にかかる固定価格買取制度（FIT）の手続完了期限	平成27年3月31日
工事完了予定日	平成29年3月31日
本件整備施設の引き渡し・所有権移転	平成29年3月31日
本件整備施設の運営・維持管理業務の運営開始予定日	平成29年4月1日
本件整備施設の運営・維持管理業務終了	平成49年3月31日

図表1-2 年度別施設整備計画表

浄水場名称	施設名称	区分	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
犬山	脱水機棟 脱水設備 場内連絡管	上水	新設 (更新)	運営 維持 管理	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	発電施設 見学者施設	上水	新設	運営 維持 管理	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
尾張西部	脱水機棟 脱水設備 場内連絡管	上水 工水 (アロケ)	新設 (更新)	運営 維持 管理	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

← 割賦金利（前期）
← 割賦金利（後期） →

(注) 事業者が新設する犬山浄水場及び尾張西部浄水場の脱水機棟、脱水設備及び場内連絡管が運営・維持管理を開始するまでの間は、県企業庁が既設設備を運営・維持管理する。

別紙2「業務内容一覧」

2 浄水場にかかる本事業の業務内容の一覧は、要求水準書表2.2及び表2.3に記載のとおりである。

別紙3「建設工事前提出図書」

1. 生活環境影響調査報告書
2. 実施設計図書
 - (1) 土木建築工事関係
 - (2) プラント工事関係
3. 建設工事工程表
4. その他

別紙4「事業者が付保する保険」

下記以外の保険については事業提案書に基づき付保するものとする。

1. 設計・建設業務

業務	保険名	補償リスク内容	補償範囲	補償期間	被保険者	主な補償対象外リスク
設計・建設	建設工事保険	建設工事時の火災、落雷、破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災、外来物の飛来・衝突、給排水設備等からの水漏れ、ガラス損害、盗難、水災、第三者による破壊行為、その他突発的な事故	物的損害費用、臨時費用、残存物取片付け費用、損害防止費用、修理付帯費用等	工事着工 完工引渡	〈被保険者〉 事業者、又は 設計・建設 業務受託者	・地震、噴火又はこれらによる津波 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱又はこれに類似の事変暴動
	第三者賠償責任保険	建設工事遂行に伴う第三者賠償損害及び訴訟費用等を補償	人・物的損害費用、臨時費用、損害防止費用、訴訟費用等	工事着工 完工引渡	〈被保険者〉 事業者、又は 設計・建設 業務受託者	・地震、噴火又はこれらによる津波 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱又はこれに類似の事変暴動 ・施設内における関係者の業務事故 ・自動車の使用に係る事故

2. 運営・維持管理業務

業務	保険名	補償リスク内容	補償範囲	補償期間	被保険者等	主な補償対象外リスク
運営・維持管理業務	第三者賠償責任保険	見学者・通行者・近隣居住者その他第三者に対する対人、対物賠償損害及び訴訟費用等を補償 排水処理施設から製造された脱水ケーキを原因とする第三者に対する対人、対物賠償損害及び訴訟費用等を補償	人・物的損害費用、臨時費用、損害防止費用、訴訟費用等	運営・維持管理期間	〈被保険者〉 県企業庁、 事業者、 維持管理 業務受託者	・地震、噴火又はこれらによる津波 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱又はこれに類似の事変暴動 ・施設内における関係者の業務事故 ・自動車の使用に係る事故
	火災保険	火災、落雷、破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災、外来物の飛来・衝突、給排水設備等からの水漏れ、ガラス損害、盗難、水災、騒じょう、第三者による破壊行為、その他突発的な事故	物的損害費用、臨時費用、残存物取片付け費用、損害防止費用、修理付帯費用等	運営・維持管理期間	〈被保険者〉 県企業庁	・地震、噴火又はこれらによる津波 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱又はこれに類似の事変暴動

別紙5「完工時提出図書」

1. 建築本体工事

(1) 完成図

- ・金文字製本（A 4 版）
- ・見開き製本（見開き A 1 版）
- ・縮刷版見開き製本（見開き A 3 版）
- ・原図（第 2 原図も可）
- ・縮刷版原図

(2) 施工確認図、見開き製本

(3) 構造計算書、確認申請書

(4) 検査及び試験成績書

2. 建築機械設備工事及び建築電気設備工事

(1) 完成図（工事中の施工確認図を含む）

- ・金文字製本（A 4 版）
- ・見開き製本（見開き A 1 版）
- ・縮刷版見開き製本（見開き A 3 版）
- ・原図（第 2 原図も可）
- ・縮刷版原図

(2) 取扱説明書

(3) 機器台帳（記入済）

(4) 機器履歴台帳

(5) 検査及び試験成績書

(6) 計算書

3. 脱水設備等工事

(1) 完成図（工事中の施工確認図を含む）

- ・金文字製本（A 4 版）
- ・見開き製本（見開き A 1 版）
- ・縮刷版見開き製本（見開き A 3 版）
- ・原図（第 2 原図も可）
- ・縮刷版原図

(2) 取扱説明書

(3) 機器台帳（記入済）

(4) 機器履歴台帳

(5) 検査及び試験成績書

(6) 計算書

4. その他工事（外構工事、建築設備工事等）
 - (1) 完成図（工事中の施工確認図を含む）
 - ・金文字製本（A 4 版）
 - ・見開き製本（見開き A 1 版）
 - ・縮刷版見開き製本（見開き A 3 版）
 - ・原図（第 2 原図も可）
 - ・縮刷版原図
 - (2) 取扱説明書
 - (3) 機器台帳（記入済）
 - (4) 特許一覧表
 - (5) 機器履歴台帳
 - (6) 検査及び試験成績書
 - (7) 計算書

5. 常用発電設備工事
 - (1) 完成図（工事中の施工確認図を含む）
 - ・金文字製本（A 4 版）
 - ・見開き製本（見開き A 1 版）
 - ・縮刷版見開き製本（見開き A 3 版）
 - ・原図（第 2 原図も可）
 - ・縮刷版原図
 - (2) 取扱説明書
 - (3) 機器台帳（記入済）
 - (4) 機器履歴台帳
 - (5) 検査及び試験成績書
 - (6) 計算書

6. 太陽光発電設備工事
 - (1) 完成図（工事中の施工確認図を含む）
 - ・金文字製本（A 4 版）
 - ・見開き製本（見開き A 1 版）
 - ・縮刷版見開き製本（見開き A 3 版）
 - ・原図（第 2 原図も可）
 - ・縮刷版原図
 - (2) 取扱説明書
 - (3) 機器台帳（記入済）
 - (4) 機器履歴台帳
 - (5) 検査及び試験成績書
 - (6) 計算書

なお、上記1から6の工事で特許を使用した個所について、「特許一覧表」を作成し、提出すること。

7. その他

- (1) 試運転報告書
- (2) 教育訓練実施報告書

別紙6 「不可抗力による合理的な追加費用及び損害の負担」

不可抗力による合理的な増加費用及び損害の負担は、以下のとおりとする。

	事業者負担部分	県企業庁負担部分
設計・建設業務にかかるもの	合理的な増加費用及び損害額のうち、補修工事等の措置が必要となった本件整備施設に係る設計・建設業務に係る対価の相当額の1%までの部分（※1）	合理的な増加費用及び損害額のうち、補修工事等の措置が必要となった本件整備施設に係る設計・建設業務に係る対価の相当額の1%を超える部分
運営・維持管理業務にかかるもの	合理的な増加費用及び損害額のうち、当該事業年度の運営・維持管理業務にかかる対価の1%までの部分（※2）	合理的な増加費用及び損害額のうち、当該事業年度の運営・維持管理業務にかかる対価の1%を超える部分

※1 数次にわたる不可抗力により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害額が累積した場合には、これらのうち補修工事等の措置が必要となった本件整備施設に係る設計・建設業務に係る対価の相当額の1%から事業者が既に負担した額を差し引いた額までのものを事業者が負担するものとし、これを超える部分については県企業庁が負担するものとする。ただし、事業者が善良なる管理者としての注意義務を怠ったことに起因する損害については、事業者が負担するものとする。

※2 数次にわたる不可抗力により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害額が累積した場合には、これらのうち当該事業年度の運営・維持管理業務にかかる対価の1%から事業者が既に負担した額を差し引いた額までのものを事業者が負担するものとし、これを超える部分については県企業庁が負担するものとする。（同一事業年度内に生じた増加費用及び損害のみが累積対象となる。）ただし、事業者が善良なる管理者としての注意義務を怠ったことに起因する損害については、事業者が負担するものとする。

別紙7 「法令等変更による合理的な追加費用及び損害の負担」

法令等変更	事業者負担割合	県企業庁 負担割合
本事業に直接関係する法令等変更の場合	0%	100%
消費税率及び地方消費税率に係る法令等変更の場合	0%	100%
法人税率に係る法令等変更の場合	100%	0%
外形標準課税に係る法令等変更の場合	100%	0%
上記記載の法令以外の法令等変更の場合	100%	0%

なお、「本事業に直接関係する法令等」とは、特に本件整備施設のサービスを提供する施設の運営・維持管理業務その他に関する事項を規定することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない税制変更及び事業に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。ただし、本事業の収益性に重大な影響を及ぼす税制の改正があった場合には、上の表並びに第75条第二文の規定にかかわらず、県企業庁と事業者はその負担割合につき協議することができるものとする。

別紙8「目的物引渡書」

目的物引渡書

平成[]年[]月[]日

愛知県

愛知県公営企業管理者

企業庁長 丹羽 健一郎 様

事業者 住 所
名 称
代表者

事業者は、以下の物件を、犬山浄水場始め2浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業契約第31条の規定に基づき、引き渡します。

事業名	犬山浄水場始め2浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業	
引渡場所	愛知県[]市[]	
引渡物件		
引渡年月日		
立 会 人	愛知県企業庁	
	事業者	

[事業者名称]殿

上記年月日付で、上記の物件の引渡しを受けました。

愛知県企業庁長

1. サービス購入料の構成

各業務に係るサービス購入料は図表9-1に示す各業務により構成される。なお、サービス購入料には消費税及び地方消費税は含まないものとする。

図表9-1 サービス購入料の内容

サービス購入料の内容	大分類	中分類	小分類	
設計・建設業務に係る対価	共通	開業業務等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営・維持管理業務に必要な手続き（各種申請業務等） ・ 開業費、建中金利、融資組成手数料、保険料、その他排水処理施設及び発電施設の整備業務に必要な費用 	
		排水処理施設	設計業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査及びその関連業務 ・ 脱水機棟、脱水設備及び場内連絡管等の設計
	建設業務		<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等） ・ 生活環境影響調査 ・ 脱水機棟、脱水設備及び場内連絡管、外構整備等の建設 ・ 工事監理 ・ 竣工後に県企業庁が行う検査等への協力 	
	常用発電設備	設計業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査及びその関連業務 ・ 発電機棟及び常用発電設備の設計 	
		建設業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等） ・ 生活環境影響調査 ・ 発電機棟及び常用発電設備の建設 ・ 外構整備 ・ 工事監理 ・ 竣工後に県企業庁が行う検査等への協力 	
	太陽光発電設備	設計業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査及びその関連業務 ・ 太陽光発電設備の設計 ・ 見学者施設の関連業務 	
		建設業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等） ・ 生活環境影響調査 ・ 太陽光発電設備の建設 ・ 外構整備 ・ 工事監理 ・ 竣工後に県企業庁が行う検査等への協力 ・ 見学者施設の関連業務 	
	割賦支払利息			<ul style="list-style-type: none"> ・ 割賦支払元本において事業者が提案する金利により算出される支払金利

運営・維持管理業務に係る対価	排水処理施設の運営・維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 排水処理施設の運転管理 設計・建設業務の対象施設の維持管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務） PFI 事業範囲の外構の維持管理 PFI 事業範囲の管理 排泥池の汚泥移送・濃縮槽からの汚泥引き抜き業務（運転・計量、日常点検等の管理業務） 脱水ケーキの管理 事業完了時における県企業庁への引継ぎ
	脱水ケーキの再生利用業務	<ul style="list-style-type: none"> 脱水ケーキの再生利用
	常用発電設備の運営・維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 常用発電設備の運転管理 設計・建設業務の対象施設の維持管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務） PFI 事業範囲の外構の維持管理 PFI 事業範囲の管理
	太陽光発電設備の運営・維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の運転管理 太陽光発電設備の維持管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務） PFI 事業範囲の管理 見学者対応に係る費用

サービス購入料の増額

サービス購入料の増額	常用発電設備	<ul style="list-style-type: none"> 県企業庁が節約できた LNG 購入費の一部
	太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> FIT 収入のうち県企業庁が太陽光発電設備に係る設計・建設費を回収した後の残額

2. 設計・建設業務に係る対価

設計・建設業務に係る対価として、一時支払金及び割賦支払金により事業者を支払う。

(1) 一時支払金

設計・建設業務に係る対価のうち、一時支払金として、図表 9-2 に示す金額を支払う。一時支払金は、物価変動に基づき改定するものとし、落札者が提案する金額に物価変動を勘案して定める額とする。

一時支払金は、本件整備施設の所有権が県企業庁に移転した後、事業者は一時支払金を請求する。県企業庁は、事業者から請求を受けた日から40日以内に一時支払金を支払う。

図表 9-2 一時支払金の支払い概要

区分	浄水場名	設備	設計・建設期間	同左の所有権の移転予定月	支払額
開業業務等	2 浄水場		H26, 27, 28 年度	H29 年 3 月	設計・建設業務費と合わせて支払う
設計・建設業務	犬山浄水場	排水処理施設	H27, 28 年度	H29 年 3 月	なし（全額を割賦支払）
		常用発電設備	H27, 28 年度	H29 年 3 月	係る対価の 3 分の 1（水道補助金分）（年度ごとの出来形に応じて、年度（H27、28）ごとに支払う）
		太陽光発電設備	H27, 28 年度	H29 年 3 月	なし（全額を割賦支払）
	尾張西部浄水場	排水処理施設	H27, 28 年度	H29 年 3 月	係る対価の 53/100 について 3 分の 1（水道補助金分）（年度ごとの出来形に応じて、年度（H27、28）ごとに支払う） 係る対価の 47/100 について 26.25%（工業用水補助金分）（年度ごとの出来形に応じて、年度（H27、28）ごとに支払う）

（2）割賦支払金

ア 割賦支払金の構成

設計・建設業務に係る対価から、一時支払金を引いた額を割賦支払金の元本とし、割賦支払金額は割賦支払元本と割賦支払利息の合計額とする。

割賦支払利息の算定に用いる利率は、基準金利と事業契約書別紙14「割賦支払金の償還表」に記載のスプレッドを合計した率とする。

イ 支払時期及び支払額

図表 9-3 に従い、割賦支払金を年四回支払うこととする。

図表 9-3 割賦支払金の支払概要

支払時期	支払額
平成 29 年 4 月～平成 39 年 3 月	元本の 10/20 の金額を 10 年間で元利均等返済する額 + 元本の 10/20 に対する金利
平成 39 年 4 月～平成 49 年 3 月	元本の 10/20 の金額を 10 年間で元利均等返済する額

ウ 基準金利

東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE6ヶ月 LIBOR ベース10年もの（円-円）金利スワップレート中値とする。基準金利を決定する基準日は平成29年4月1日の2銀行営業日前とし、その後、基準金利は別紙10「サービス購入料の改定について」に基づき改定する。

エ 割賦支払金の支払い手続き

事業者は、各事業年度の7月1日以降（第1四半期相当分）、10月1日以降（第2四半期相当分）、1月1日以降（第3四半期相当分）、及び4月1日以降（第4四半期相当分）に、県企業庁による四半期報告書の確認を得た後、すみやかに県企業庁に請求書を提出する。県企業庁は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対して割賦支払金を支払う。割賦支払金の支払回数は、各事業年度4回とする。

3. 本件整備施設の運営・維持管理業務に係る対価

(1) 対価

ア 排水処理施設

排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価は、汚泥量の変動にかかわらず運営・維持管理業務を行う上で固定的に要する費用である「固定費」と、汚泥処理単価に汚泥量を乗じて算出される「変動費」からなるものとする。

固定費（円/年）と汚泥処理単価（円/t-ds）は、事業提案書に記載のとおりとする。

本件整備施設の運営・維持管理業務に係る対価の支払いのもととなる汚泥量は、濃縮槽以降に設ける流量計と定期的に計測する汚泥濃度から求めた乾燥重量（t-ds）を基本とする。

イ 常用発電設備

常用発電設備の運営・維持管理業務に係る対価は、発電量の変動にかかわらず運営・維持管理業務を行う上で固定的に要する費用である「固定費」と、9時～17時以外の運転（ピークカット運転）の運転時間に乗じて算出される「変動費」からなるものとする。ピークカット運転にかかる時間当たりの単価（円/h）は、事業提案書に記載のとおりとする。

なお、非常時における対価については、上記の固定費及び変動費以外に要した費用を県企業庁が支払うものとし、事業者は当該費用を証明（県企業庁が合理的と判断できる内容）するものとする。

ウ 太陽光発電設備

太陽光発電設備の運営・維持管理業務に係る対価は、太陽光発電設備の運営・維持管理業務を行う上で固定的に要する費用である「固定費」のみとする。

エ その他（見学者施設他）

前項ウに含めて支払う。

(2) 本件整備施設の運営・維持管理業務に係る対価の支払い手続き

県企業庁は、事業者の本件整備施設の運営・維持管理業務の実施状況をモニタリングし、入札説明書等が満たされていることを確認した上で、本件整備施設の運営・維持管理業務に係る対価を支払う。

県企業庁は、事業者から四半期報告書の提出を受け、四半期（7月1日以降（第1四半期相当分）、10月1日以降（第2四半期相当分）、1月1日以降（第3四半期相当分）、4月1日以降（第4四半期相当分））に一度、業務状況の良否を判断し、業務報告書等の受領後閉庁日を除いた14日以内に事業者へモニタリングの結果を通知する。当該通知の後に事業者は、県企業庁に対して本件整備施設の運営・維持管理業務に係る対価の請求書を提出する。県企業庁は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対して本件整備施設の運営・維持管理業務に係る対価を支払う。支払い回数は、各事業年度4回とし、計80回支払う。

なお、1回あたりに支払われる本件整備施設の運営・維持管理業務に係る対価は、以下の算定式により算出される金額とする。

【算定式】

$$1 \text{ 回あたりの本件整備施設の運営・維持管理業務に係る対価} \\ = 1 \text{ 回あたりの固定費} + 1 \text{ 回あたり変動費}$$

- ・ 1回あたりの固定費 = 当該事業年度における固定費 × (1 / 4)
- ・ 1回あたりの変動費 = 当該四半期の汚泥処理量 × 汚泥処理単価
+ 当該四半期のピークカット運転時間 × 運転単価

(3) 本件整備施設の運営・維持管理業務に係る対価の改定

運営・維持管理業務に係る対価は、物価変動に基づき改定するものとし、落札者が提案する金額に物価変動を勘案して定める額とする。

(4) 用役費

ア 電気使用料金

電気使用料金については、県企業庁が契約者となり、県企業庁から事業者に供給するため、以下の式で算出される事業者の当該四半期における使用料相当額を、四半期毎に事業者を支払われる運営・維持管理業務に係る対価より差し引くものとする。

事業者が支払う電気使用料金（四半期毎）
= 犬山浄水場における事業者の電気使用料金 + 尾張西部浄水場における事業者の電気使用料金

< 浄水場別の電気使用料金の算出方法 >

事業 t 年度（第 n 四半期）における浄水場 X の電気使用料金 = $A_{tx} \times B_{tnx}$

$$A_{tx} = \frac{\text{事業 (t-1) 年度の浄水場 X 全体での電気使用料金 (円)}}{\text{事業 (t-1) 年度の浄水場 X 全体での電気使用量 (kWh)}}$$

A_{tx} : 事業 t 年度における浄水場 X における電気使用料金（用役費）の単価（円/kWh）

B_{tnx} : 事業 t 年度（第 n 四半期）における浄水場 X における事業者の電気使用量 (kWh)

ただし、犬山浄水場における A_{tx} の算出にあたっては、電気使用料金は県企業庁が事業 (t-1) 年度に電気事業者を支払った料金とし、電気使用量は県企業庁が事業 (

t - 1) 年度に電気事業者から購入した電気使用量とする。

イ 浄化槽使用料

浄水場の浄化槽へ事業者の排水管を接続する場合は、各事業年度の前年度の浄水場の浄化槽に係る維持管理費を、各事業年度の4月1日時点における県企業庁職員を含めた浄水場全体の職員数で除し、これに同時点における事業者の従事職員数を乗じて事業者分の浄化槽利用料を算出し、かかる額を運営・維持管理業務に係る第4四半期の対価から差し引くものとする。ただし、尾張西部浄水場については、浄化槽に係る維持管理は事業者の責任で行い、かかる費用は用役費として差し引かない。

事業者が専用の浄化槽を施設する場合は、かかる費用は用役費として差し引かない（事業者負担とするため）。

ウ ガス使用料

事業者の費用負担とする。

エ 上水道使用料

本事業で必要となる作業用水と衛生用水を合理的と県企業庁が認める範囲で、各浄水場より無償で提供する。但し、事業者はメーターを設置し、水道使用量及び用途を県企業庁に報告すること。

4. 脱水ケーキの再生利用業務に係る対価

別紙13「脱水ケーキの再生利用業務について」に記載のとおり、県企業庁は事業者が脱水ケーキを産業廃棄物として処分する費用に相当する額の対価を支払うものとする。

1. 割賦支払金の改定

割賦支払金は、金利変動を考慮した改定を行うため、運営・維持管理業務事業11年度目である平成39年度以降の支払について、基準金利の見直しを行い、残りの割賦支払金を算定し直す。なお、事業者から提案されたスプレッドは見直さない。

基準金利の見直しは、改定の基準日である平成39年4月1日の2銀行営業日前に行うものとする。基準金利は、東京時間午前10時テレレート17143頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月 LIBOR ベース10年もの(円-円)金利スワップレート中値とする。

注)「銀行営業日」とは、事業者が資金調達を行う融資機関(複数の場合は代表融資機関)の営業日をいう。

2. 設計・建設業務に係る対価の改定

設計・建設業務に係る対価は、物価変動を考慮した改定を行う。計算方法は以下のとおりとする。

$$AP_t = AP_0 \times (CGPI_t / CGPI_0)$$

AP_t : 平成28年度における設計・建設業務に係る対価

AP_0 : 本契約に規定された設計・建設業務に係る対価

$CGPI_t$: 平成28年度の「国内企業物価指数 汎用機器(日銀調査統計局)」

$CGPI_0$: 平成25年12月の「国内企業物価指数 汎用機器(日銀調査統計局)」

物価変動を考慮した改定は、平成28年度の支払いについてのみ行い、平成27年度の支払いについては行わない。

3. 本件整備施設の運営・維持管理業務に係る対価の改定

本件整備施設の運営・維持管理業務に係る対価は、物価変動を考慮した改定を行う。改定は、各事業年度ごとに1回行い、翌事業年度の第1四半期の支払時より反映する。

(1) 改定の対象となる費用

CA : 運営・維持管理業務に係る対価(固定費、変動費ともに含む)のうちの人件費相当額

CB : 運営・維持管理業務に係る対価(固定費、変動費ともに含む)のうち用役費の電気、下水道の使用料金

CC : 運営・維持管理業務に係る対価(固定費、変動費ともに含む)のうち上記「CA」、「CB」を控除した額

(2) 改定対象とする価格指数

対象費用	価格指数	備考
C A	実質賃金指数 (毎月勤労統計調査 愛知県 調査産業計 きまって支給する給与)	前年度の年度平均値
C B	別紙9「サービス購入料について」3 (4)に基づき、電気使用量単価及び浄化槽 使用料を事業年度ごとに算出。	
C C	消費者物価指数 (愛知県)	前年度の年度平均値

※採用する価格指数の詳細は、県企業庁と事業者が協議のうえ、別途定める。

(3) 改定の方法

改定の対象となる価格指数の比率を算定する。このとき、価格指数比に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを四捨五入するものとする。

算定された価格指数比をもとに下記の算定式をもとに改定額を算定する。

なお、具体的な改定方法は下表に示すものとする。

対象費用	改定額の算定式
C A	$C A_t = C A_{t_0} \times Z_t$ <p> $C A_t$: 当該事業年度の本件整備施設の運営・維持管理業務に係る対価 $C A_{t_0}$: 契約書に規定された当該事業年度の本件整備施設の運営・維持管理業務に係る対価 Z_t : 対価改訂係数。毎年算定される物価変動係数K_tを最初に算定されたK_1から当該事業年度に算定されたK_tまで乗じた係数(小数点以下第4位を四捨五入) </p> $Z_t = K_1 \times K_2 \times \dots \times K_{t-1} \times K_t$ <p> K_t : 物価変動係数。当該事業年度の前年度の実質賃金指数L_{t-1}を前々年度の実質賃金指数L_{t-2}で除した係数(小数点以下第4位を四捨五入)ただし、$K_1=1.000$とする。 </p> $K_t = L_{t-1} / L_{t-2}$ <p> L_t : 当該事業年度の実質賃金指数 </p>
C B	別紙9「サービス購入料について」3(4)に基づき、電気使用量単価及び浄化槽使用料を事業年度ごとに算出。

CC	$CC_t = CC_{t0} \times Y_t$ <p> CC_t : 当該事業年度の本件整備施設の運営・維持管理業務に係る対価 CC_{t0} : 本契約に規定された当該事業年度の本件整備施設の運営・維持管理業務に係る対価 Y_t : 対価改訂係数。毎年算定される物価変動係数M_tを最初に算定されたM_1から当該事業年度に算定されたM_tまで乗じた係数（小数点以下第4位を四捨五入） </p> $Y_t = M_1 \times M_2 \times \dots \times M_{t-1} \times M_t$ <p> M_t : 物価変動係数。当該事業年度の前年度の消費者物価指数CPI_{t-1}を前々年度の消費者物価指数CPI_{t-2}で除した係数（小数点以下第4位を四捨五入）ただし、$M_1 = 1.000$とする。 </p> $M_t = CPI_{t-1} / CPI_{t-2}$ <p> CPI_t : 当該事業年度の消費者物価指数 </p>
----	--

4. 有価利用可能量の改定

別紙13「脱水ケーキの再生利用業務について」3（1）に基づき、有価利用可能量を改定するものとする。

5. 非有価による脱水ケーキ処分単価の改定

別紙13「脱水ケーキの再生利用業務について」3（2）に基づき、非有価による脱水ケーキ処分単価を改定するものとする。

別紙11「モニタリングの実施とサービス購入料の減額及び支払停止並びにサービス購入料の増額について」

1. モニタリングの実施

県企業庁は、本事業の各段階における業務実施状況を監視し、事業者が本契約に定められた業務を確実に遂行し、かつ入札説明書等に適合しているか確認を行う。

(1) モニタリングの種類

県企業庁は、以下の各段階においてモニタリングを実施する。

- (ア) 基本設計・実施設計に関するモニタリング
- (イ) 工事施工に関するモニタリング
- (ウ) 工事完成に関するモニタリング
- (エ) 運営・維持管理に関するモニタリング
- (オ) 財務の状況に関するモニタリング

(2) 要求性能確認計画書等の作成

事業者は、事業の実施に当たり、事業契約書、入札説明書等、事業者提案で定められた規定や水準等及び提案内容の内容（以下、「要求水準」という）を満たしているかを自ら検証するセルフモニタリングを実施することとする。

セルフモニタリングは、各業務の実施前に事業者が策定する要求性能確認計画書に基づき実施することとし、事業者は、セルフモニタリングの結果を要求性能確認報告書として整理し、原則として、月1度、県企業庁へ提出・報告することとする。提出・報告方法の詳細は、県企業庁と事業者が協議を行い決定する。

セルフモニタリングの結果、是正すべき事項が確認された場合は、事業者は迅速かつ確実にその是正を行うものとする。

また、県企業庁は、事業者から受領した要求性能確認報告書と県企業庁が作成したモニタリング実施計画書等に基づき、事業者が実施した業務の内容が、要求水準で定められた規定や水準等及び提案内容を満たしているかモニタリングを行う。その結果、是正すべき事項が確認された場合は、事業者は県企業庁の指示に従い、迅速かつ確実にその是正を行うものとする。県企業庁が行うモニタリングの方法は、(4)に示すとおりである。

なお、要求性能確認計画書と要求性能確認報告書の内容は次のとおりとするが、詳細は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の着手前までに県企業庁と事業者が協議のうえ決定することとする。

名称	内容等
要求性能確認計画書	事業者が入札説明書等や事業者提案に従い業務を実施するにあたり、事業者が達成しなければならない要求水準を確保するための管理方法（事業契約書、入札説明書等、事業者提案で定められた規定や水準等及び提案内容を満たしているかを自ら検証する方法、検証結果を県企業庁へ報告する方法や報告時期等）を整理したもの。
要求性能確認報告書	事業者が実施した業務が入札説明書等を満足しているかについて、自己評価、自己評価の理由、評価の根拠資料等を県企業庁が容易に判断できるチェックリストなど。

（３）モニタリング実施計画書の作成

県企業庁は、事業契約締結後、1（１）に定める種類毎に以下の項目を含むモニタリング実施計画書を作成する。

- ①モニタリング時期
- ②モニタリング内容
- ③モニタリング組織
- ④モニタリング手続
- ⑤モニタリング様式

（４）モニタリングの方法

ア 基本設計・実施設計に関するモニタリング

県企業庁は、事業者が提出した要求性能確認報告書等をもとに、事業者によって行われた設計が、要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

イ 工事施工に関するモニタリング

事業者は、建築士法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に県企業庁から工事施工及び工事監理の状況の確認を受けるものとする。また、事業者は、県企業庁が要請した場合は、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受けるものとする。

ウ 工事完成に関するモニタリング

事業者は、施工記録と要求性能確認報告書を用意し、現場で県企業庁の確認を受けるものとする。この際、県企業庁は、施設の状態が要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行うものとする。確認の結果、施設の設計又は本件建設工事の内容が要求水準に適合しない場合には、県企業庁は補修又は改造を求めることができるものとする。

エ 運営・維持管理業務に関するモニタリング

県企業庁は、維持管理・運営業務において、定期的に業務の実施状況を確認する。

（ア）運営・維持管理業務に関するモニタリングの方法

a 業務日報等の提出

事業者は、県企業庁が日常モニタリングを行うための業務日報（毎日）、定期モニタリングを行うための業務月報（毎月）と要求性能確認報告書を作成し、本契約第51条に基づき県企業庁へ提出するものとする。

b 業務実施状況等の確認

県企業庁は、事業者が作成した業務日報及び業務月報に基づき、日常モニタリング、定期モニタリングを行い、事業者が提供する業務の実施状況を確認するものとする。

なお、県企業庁は、必要に応じ自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができるものとする。

c その他

Web で認証できるシステムを導入することも認めます。ただし、セキュリティ環境を整備すること。

図表11-1 運営・維持管理業務に関するモニタリングの方法

	県企業庁
日常モニタリング	事業者より提出された業務日報を確認し、業務水準を評価。
定期モニタリング	事業者より提出された業務報告書や要求性能確認報告書等を確認し、業務水準を評価。
随時モニタリング	脱水ケーキの再生利用の確認。 本件整備施設の性能の確認。 その他、必要に応じ不定期に直接確認。

オ 財務の状況に関するモニタリング

事業者は、本契約第81条の規定に従い、毎年度、公認会計士等による監査を経た財務の状況について、県企業庁に報告するものとする。

(4) モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用について、県企業庁において発生するものについては県企業庁の負担とし、事業者において発生するものについては事業者の負担とする。

2. サービス購入料の減額等

県企業庁が行う運営・維持管理業務に関するモニタリングにより、要求水準に適合していないことが判明した場合には、改善勧告を行うとともに、サービス購入料のうち運営・維持管理業務に係る対価の減額、支払停止、その他本契約第52条に定める措置（以下、総称して「減額等」という。）を行うものとする。

(1) 運営・維持管理業務に係る対価の減額等の考え方

ア 減額等の対象

図表11-2の①乃至⑦の確認項目について、その実施状況をモニタリングにより要求水準を満たしているかを確認し、必要に応じ改善勧告→業務に当たる者の変更要求→契約解除という手順でペナルティを課すものとする。

さらに、同欄中②乃至⑦の項目については、運営・維持管理業務に係る対価の減額又は支払停止の対象とする。

図表11-2 運営・維持管理業務に係る対価の減額等の対象

要求業務	確認項目	モニタリングの実施	改善勧告の有無	運営・維持管理業務に係る対価の減額等の対象
運営・維持管理業務	①運営・維持管理業務の適切な遂行	○	○	
排水処理施設の運営・維持管理業務	②異常なる液濃度	○	○	○ (減額措置)
	③汚泥受入停止	○	○	○ (減額措置)
	④脱水設備の脱水能力	○	○	○ (減額措置)
脱水ケーキの再生利用業務	⑤脱水ケーキの不法投棄又は許可を受けない最終処分場等への埋め立て	○	○	○ (支払停止)
発電施設の運営・維持管理業務	⑥常用発電設備の出力不足、電力会社への逆潮流発生	○	○	○ (減額措置)
	⑦太陽光発電設備の出力不足	○	○	○ (減額措置)

イ 要求水準が満たされていない場合の措置

県企業庁は、モニタリングの結果、要求水準を満足していないと判断した場合は、改善勧告及び運営・維持管理業務に係る対価の減額若しくは支払停止を行うものとする。

図表11-3 入札説明書等を満足していない場合の措置

措置の内容		手続きの概要
サービス購入料の減額又は支払停止		上記2(1)アの図表11-2確認項目欄中②乃至④、⑥及び⑦については、業務水準低下の程度に応じてサービス購入料の減額を行う。 同欄中⑤については、サービス購入料の支払いを停止する。サービス購入料の減額又は支払停止の時期は、図表11-4による
改善勧告 (第52条の規定)	1回目	県企業庁は、業務水準低下の内容に応じて当該業務の改善について期限を定め事業者に改善勧告を行う。
	2回目	1回目の改善勧告によっても期限内に改善が認められない場合、県企業庁は再度改善勧告を行う。
業務に当たる企業の変更要求 (第52条の規定)	協力会社の変更要求	2回の改善勧告を経ても改善効果が認められない場合で、事業者が当該業務を協力会社に委託している場合には、県企業庁は当該業務に当たる協力会社を変更するよう要求するものとする。
	第三者への業務委託	2回の改善勧告を経ても改善効果が認められない場合で、当該業務を応募企業又は応募グループの構成員が行っている場合には、県企業庁は当該業務を県企業庁が指定する第三者に委託するよう事業者要求するものとする。
契約解除等 (第52条の規定)	契約解除	上記の手続きを経ても業務の改善効果が認められない場合で、県企業庁が契約継続を希望しない場合は、県企業庁は事業契約を解除できるものとする。
	地位の譲渡 株式の譲渡	上記の手続きを経ても業務の改善効果が認められない場合で、県企業庁が契約継続を決定した場合は、事業者の契約上の地位又はその全株式を県企業庁が承諾した第三者へ譲渡できるものとする。

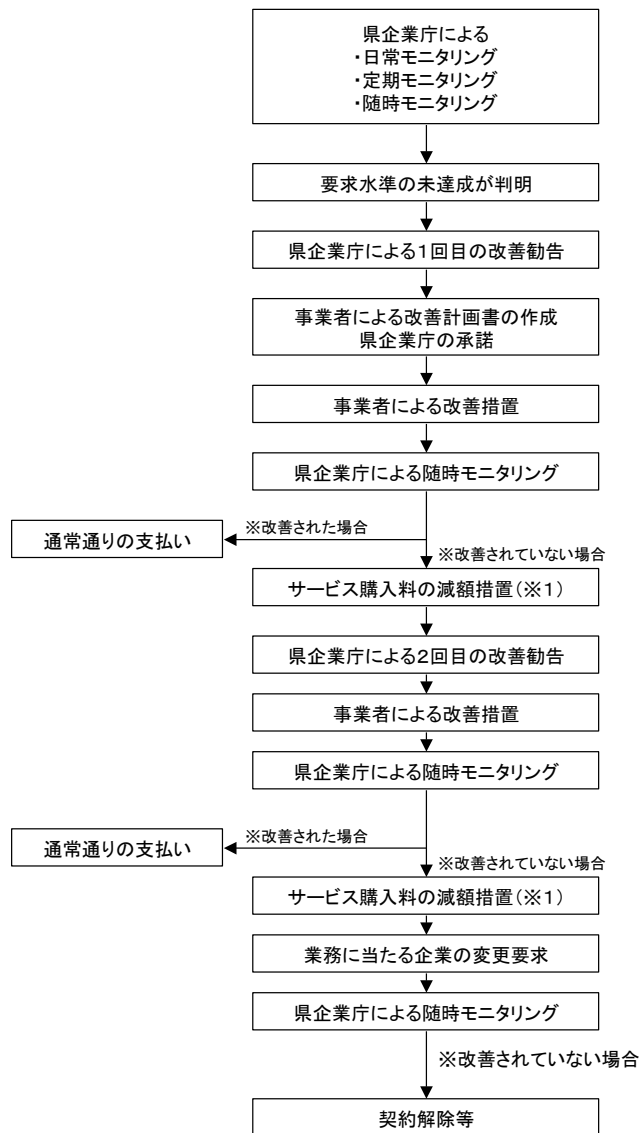
ウ 減額等の対象除外

次の場合は、要求水準を満足していないときでも減額等の対象としない。

- ・ 予め県企業庁との協議の上で行う修繕等及び清掃その他の作業によるもの。
- ・ 県企業庁の責によるもの。
- ・ 不可抗力によるもの（天候によるものを含む）。
- ・ 法令等変更によるもの。

エ モニタリング結果の反映

モニタリングは、運営開始日から開始するものとする。また、県企業庁は、1ヶ月を通したモニタリングの結果を、業務報告書等の受領後閉庁日を除いた14日以内に事業者へ通知するものとする。モニタリング結果は、当該四半期分として支払われるサービス購入料に反映するものとする。



※1：「異常濃度のろ液が返送されている場合」、「汚泥受入停止」、「脱水設備等の能力に係る要求水準未達成」、「常用発電設備の出力不足、ピークカットの電力不足、電力会社への逆潮流発生」、「太陽光発電設備の発電能力」

図表11-4 要求水準が満たされていない場合の流れ

(2) 減額等の方法

ア 異常濃度のろ液が返送されている場合

(ア) 減額等の対象となる確認項目

ろ液濃度が濁度として 20 度以上であるにもかかわらず、脱水設備等が緊急停止されず、ろ液が排水池に返送されていることが確認された場合。

(イ) 減額措置の流れ

1) 県企業庁は 1 回目の改善勧告を行い、事業者は脱水設備等の停止など排水池の運転

管理上に支障が生じることのないよう適切な措置をとるとともに、本契約第 52 条第 3 項(1)に従って、改善計画書を作成し、県企業庁との協議の上その承諾を得て、同計画書に従って改善措置を講ずる。

- 2) 上記 1) の改善計画書に記載された改善期日において、随時モニタリングを行った結果 (ア) の状況が改善されていないと県企業庁が判断した場合、県企業庁は、1 回目の改善勧告を行った日以降のサービス購入料を減額するとともに、事業者に対して 2 回目の改善勧告を行い、改善措置を講ずることを求める。サービス購入料の減額措置は、県企業庁が 1 回目の改善勧告を行った日から改善されたことを確認した日までの期間について排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価 (固定費) の 30%を減額する (年 365 日の日割計算により算定する。)。なお、変動費については、減額の対象外とし、汚泥処理量に応じて支払うこととする。
- 3) 上記 2) の改善計画書に記載された改善期日において、随時モニタリングを行った結果 (ア) の状況が改善されていないと県企業庁が判断した場合、県企業庁は、2 回目の改善勧告を行った日以降のサービス購入料を減額するとともに、第 52 条及び図表 11-3 に基づき、業務に当たる企業の変更要求、契約解除、その他の措置を取るものとする。

サービス購入料の減額措置は、県企業庁が 2 回目の改善勧告を行った日から改善されたことを確認した日までの期間について排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価 (固定費) の 50%を減額する (年 365 日の日割計算により算定する。)。なお、変動費については、減額の対象外とし、汚泥処理量に応じて支払うこととする。
- 4) 上記 2) 及び 3) の減額措置は、排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費の全額を対象として行うものとし、浄水場ごとに固定費を細分化して減額するものではない。

イ 汚泥受入停止

(ア) 減額等の対象となる確認項目

全部又は一部の脱水設備等が濃縮施設からの汚泥の受入の停止状態に陥り (以下、「汚泥受入停止」という。)、県企業庁がかかる汚泥受入停止が浄水業務、濃縮槽及び排泥池等の運転業務等に影響を与える恐れがあると合理的に判断した場合。

(イ) 減額措置の流れ

- 1) 県企業庁は 1 回目の改善勧告を行い、事業者は本契約第 52 条第 3 項(1)に従って、改善計画書を作成し、県企業庁と協議の上その承諾を得て、同計画書に従って改善措置を講ずる。
- 2) 上記 1) の改善計画書に記載された改善期日において、随時モニタリングを行った結果 (ア) の状況が改善されていないと県企業庁が判断した場合、県企業庁は、1 回目の改善勧告を行った日以降のサービス購入料を減額するとともに、事業者に対して 2 回目の改善勧告を行い、改善措置を講ずることを求める。サービス購入料の減額措置は、県企業庁が 1 回目の改善勧告を行った日から汚泥の受入が再開された日までの期間について排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費

を図表 11-5 のとおり減額する（年 365 日の日割計算により算定する。）。なお、変動費については、減額の対象外とし、汚泥処理量に応じて支払うこととする。

- 3) 上記 2) の改善計画書に記載された改善期日において、随時モニタリングを行った結果（ア）の状況が改善されていないと県企業庁が判断した場合、県企業庁は、2 回目の改善勧告を行った日以降のサービス購入料を減額するとともに、第 52 条及び図表 11-3 に基づき、業務に当たる企業の変更要求、契約解除、その他の措置を取るものとする。サービス購入料の減額措置は、県企業庁が 2 回目の改善勧告を行った日から改善されたことを確認した日までの期間について排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費を図表 11-5 のとおり減額する（年 365 日の日割計算により算定する。）。なお、変動費については、減額の対象外とし、汚泥処理量に応じて支払うこととする。
- 4) 再開にあたっては、事業者は、当該脱水設備等につき要求水準書において規定される必要脱水能力（t-ds/日・台）を満たすものとする。汚泥の受入が再開された後、14 日以内に、当該脱水設備等が必要脱水能力を満たしていない、又は再度受入停止状態に陥った場合は、当該脱水設備等につき汚泥の受入の再開がなかったものとして、汚泥受入停止状態が継続しているものとみなすものとする。
- 5) 上記 2) 及び 3) の減額措置は、排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費の全額を対象として行うものとし、浄水場ごとに固定費を細分化して減額するものではない。

図表 11-5 排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価（固定費）の減額率

	各浄水場ごとに全ての脱水設備等が汚泥受入停止状態になった場合	各浄水場ごとに一部の脱水設備等が汚泥受入停止状態になった場合
1 回目の改善勧告後	50%	30%
2 回目の改善勧告後	50%	50%

ウ 脱水設備等の能力に係る要求水準未達成

(ア) 減額等の対象となる確認項目

汚泥受入の停止措置までには至らないものの、各浄水場における脱水設備等の一部又は全てが、事業者の帰責事由により要求水準書「3-1-4-2 周辺環境調査等」及び「3-2-1 設計諸元」で定めている能力を維持できていないと県企業庁が合理的に判断した場合。

(イ) 減額措置の流れ

- 1) 県企業庁は 1 回目の改善勧告を行い、事業者は本契約第 52 条第 3 項(1)に従って改善計画書を作成し、県企業庁と協議の上その承諾を得て、同計画書に従って改善措置を講ずる。
- 2) 上記 1) の改善計画書に記載された改善期日において、随時モニタリングを行った結果（ア）の状況が改善されていないと県企業庁が判断した場合、県企業庁は、1

回目の改善勧告を行った日以降のサービス購入料を減額するとともに、事業者に対して2回目の改善勧告を行い、改善措置を講ずることを求める。サービス購入料の減額措置は、県企業庁が1回目の改善勧告を行った日から改善されたことを確認した日までの期間について排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費の30%を減額する(年365日の日割計算により算定する。)。なお、変動費については、減額の対象外とし、汚泥処理量に応じて支払うこととする。

- 3) 上記2)の改善計画書に記載された改善期日において、随時モニタリングを行った結果(ア)の状況が改善されていないと県企業庁が判断した場合、県企業庁は、2回目の改善勧告を行った日以降のサービス購入料を減額するとともに、第52条及び図表11-3に基づき、業務に当たる企業の変更要求、契約解除、その他の措置を取るものとする。サービス購入料の減額措置は、県企業庁が2回目の改善勧告を行った日から改善されたことを確認した日までの期間について排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費の50%を減額する(年365日の日割計算により算定する。)。なお、変動費については、減額の対象外とし、汚泥処理量に応じて支払うこととする。
- 4) 上記2)及び3)の減額措置は、排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費の全額を対象として行うものとし、浄水場ごとに固定費を細分化して減額するものではない。

エ 脱水ケーキの不法投棄又は最終処分場等への埋め立て

県企業庁による随時モニタリングにより、脱水ケーキの再生利用が全量行われず、事業者(事業者から再生利用を委託された者を含む。)が脱水ケーキを不法に投棄し又は県企業庁の承諾を得ず無断で最終処分場への埋め立てを行ったことが判明した場合、県企業庁は、以下の(ア)の手順に従って契約を解除できるものとする。

ただし、最終処分場への埋め立てについては、協議を踏まえた上で緊急避難として最終処分場への埋め立てがやむを得ないと県企業庁により判断された場合はこの限りではない。その場合、(イ)の手順に従って対応するものとする。

(ア) 不法投棄等及び協議を経ない最終処分場への埋め立て

- ・不法投棄が発覚した場合、あるいは協議に基づかない最終処分場への埋め立てが発覚した場合は、県企業庁は、排水処理施設の運営・維持管理業務に係る対価全額の支払いを即時停止するものとする。
- ・県企業庁は、事業者の帰責事由がないことが確認されない限り、契約を解除できるものとする。なお、処分方法が不明である場合は「不法投棄」とみなすものとする。

(イ) 協議に基づく最終処分場への埋め立て

- ・事業者は最終処分場への埋め立てに関し、県企業庁と協議することができるものとする。
- ・最終処分場への埋め立ては、緊急避難としてやむを得ず埋め立てることを県企業庁が認めた場合に限るもので、県企業庁は、代替措置による対応等が可能な場合は最終処分場への埋め立ては認めない。ただし、再生利用市場の消失(別紙13「脱水ケーキの再生利用業務について」に定義される。)、不可抗力及び法令等変更

による場合は、この限りではない。

- ・最終処分場への埋め立てが認められた場合、事業者は改善期間（埋め立て開始日から最大180日まで）を明示した改善計画書を提出するものとする。
- ・最終処分場への埋め立て費用（運搬費を含む。）は、原則として全額事業者の負担とする。ただし、当該最終処分場への埋め立てが法令等変更又は不可抗力による場合、事業者が負担する追加費用は、法令等変更による場合は第66条、不可抗力による場合は第70条の定めるところによるものとする。また、当該最終処分場への埋め立てが再生利用市場の消失による場合、当該最終処分場への埋め立て費用の負担割合は、関係者協議会において協議するものとする。
- ・埋め立て日から事業者が提示した改善予定日までの間に、改善計画書に基づいた改善が見られた場合は、契約は継続されるものとする。改善予定日において改善が見られない場合は、県企業庁は、契約を解除するものとする。なお、改善予定日までに再び協議を行い、引き続き埋め立てをする場合は、この限りではない。
- ・なお、協議の上、最終処分場への埋め立てが認められない場合、事業者は、再生利用を行うものとする。

オ 常用発電設備の能力に係る要求水準未達成

(ア) 減額等の対象となる確認項目

9時～17時のベースロード運転において、定格発電出力（3000kW）を維持できない場合、9時～17時以外の常用発電設備の運転にあたり電力会社への逆潮流が起きた場合。

なお、減額の対象となる確認項目が発生したことによって、県企業庁が電気事業者へ支払う電気料金が増加した額（基本料金及び従量料金の増、超過料金の発生等）については、事業者の責めによらないものを除き、事業者が負担することとする。

(イ) 減額措置の流れ

- 1) 県企業庁は1回目の改善勧告を行い、事業者は本契約第52条第3項(1)に従って改善計画書を作成し、県企業庁と協議の上その承諾を得て、同計画書に従って改善措置を講ずる。
- 2) 上記1)の改善計画書に記載された改善期日において、随時モニタリングを行った結果(ア)の状況が改善されていないと県企業庁が判断した場合、県企業庁は、1回目の改善勧告を行った日以降のサービス購入料を減額するとともに、事業者に対して2回目の改善勧告を行い、改善措置を講ずることを求める。サービス購入料の減額措置は、県企業庁が1回目の改善勧告を行った日から改善されたことを確認した日までの期間について常用発電設備の運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費の30%を減額する（年365日の日割計算により算定する。）。なお、変動費については、減額の対象外とし、ピークカット運転時間に応じて支払うこととする。
- 3) 上記2)の改善計画書に記載された改善期日において、随時モニタリングを行った結果(ア)の状況が改善されていないと県企業庁が判断した場合、県企業庁は、2回目の改善勧告を行った日以降のサービス購入料を減額するとともに、第52条及び図表11-3に基づき、業務に当たる企業の変更要求、契約解除、その他の措置を取るものとする。第54条に基づくサービス購入料の減額措置は、県企業庁が2回目の改善勧告を行った日から改善されたことを確認した日までの期間について常

用発電設備の運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費の 50%を減額する（年 365 日の日割計算により算定する。）。なお、変動費については、減額の対象外とし、ピークカット運転時間に応じて支払うこととする。

(ウ) その他

9 時～17 時以外のピークカット運転が適切に行われなかったことにより、県企業庁が電気事業者へ支払う電気料金が増加した額（基本料金及び従量料金の増、超過料金の発生等）については、事業者の責めによらないものを除き事業者が負担することとする。このことに関するサービス購入料の減額は行わない。

カ 太陽光発電設備の能力に係る要求水準未達成

(ア) 減額等の対象となる確認項目

太陽光発電設備の発電能力が要求水準を満たさない場合。

(イ) 減額措置の流れ

- 1) 県企業庁は 1 回目の改善勧告を行い、事業者は本契約第 52 条第 3 項(1)に従って改善計画書を作成し、県企業庁と協議の上その承諾を得て、同計画書に従って改善措置を講ずる。
- 2) 上記 1) の改善計画書に記載された改善期日において、随時モニタリングを行った結果（ア）の状況が改善されていないと県企業庁が判断した場合、県企業庁は、1 回目の改善勧告を行った日以降のサービス購入料を減額するとともに、事業者に対して 2 回目の改善勧告を行い、改善措置を講ずることを求める。サービス購入料の減額措置は、県企業庁が 1 回目の改善勧告を行った日から改善されたことを確認した日までの期間について太陽光発電設備の運営・維持管理業務に係る対価の 30%を減額する（年 365 日の日割計算により算定する。）。
- 3) 上記 2) の改善計画書に記載された改善期日において、随時モニタリングを行った結果（ア）の状況が改善されていないと県企業庁が判断した場合、県企業庁は、2 回目の改善勧告を行った日以降のサービス購入料を減額するとともに、第 52 条及び図表 11-3 に基づき、業務に当たる企業の変更要求、契約解除、その他の措置を取るものとする。サービス購入料の減額措置は、県企業庁が 2 回目の改善勧告を行った日から改善されたことを確認した日までの期間について太陽光発電設備の運営・維持管理業務に係る対価のうち固定費の 50%を減額する（年 365 日の日割計算により算定する。）。

3. サービス購入料の増額（又は減額）

県企業庁が行う運営・維持管理業務に関するモニタリングにより、事業者が提供するサービスが入札説明書等を上回ったことが確認された場合には、県企業庁は係るサービス購入料を増額して事業者へ支払う。

(1) 常用発電設備

事業者が入札説明書等で規定する燃費以上の運転をしたことにより、県企業庁が節約できた LNG 購入費の 1/4 に相当する額を、県企業庁は運営・維持管理業務のサービス対価に加

えて事業者を支払う。

【算定式】

サービス対価の増額＝LNG 購入単価×(287N m³/h－XN m³/h) ×3,000kW/1,000kW×Th×1/4 (円)

LNG 購入単価：県企業庁が購入した LNG の単価 (円/kg：税抜) を m³あたりに換算したもの。
LNG 1 t 当たり体積は 1,250N m³とする。LNG 購入単価は、各四半期ごとの相加平均とする。

287N m³/h：要求水準書で規定したコージェネ 1,000kW 当たりの燃費

XN m³/h：各四半期における事業者の燃費 (実績)。9 時～17 時のベースロード運転に係る。

Th：各四半期における、9 時～17 時のベースロード運転時間で 8h とする (県企業庁の設備メンテナンス等により、運転を停止した時間にかかわらず 8h とする)。

サービス対価の増額は、各四半期の実績に応じて、各四半期ごとに行う。なお、算定式によりサービス対価の増額がマイナスで算定された場合においては、サービス対価の減額とする。

燃費の測定方法は、運営・維持管理業務を開始するまでの間において、県企業庁と事業者が協議の上決定することとし、測定に必要な費用は事業者の負担とする。

(2) 太陽光発電設備

県企業庁は、FIT 収入等により、太陽光発電設備に係る設計・建設費を回収する。回収した後の FIT 収入の残額はすべて、県企業庁が事業者へ支払う運営・維持管理業務のサービス対価に加えて県企業庁が事業者へ支払う。

【算定式】

サービス対価の増額＝(S_A＋S_B)－S_C (円)

S_A：事業 t 年度の前年度における FIT による売電収入 (円/年)

S_B：太陽光発電の自家消費による電力料金の節減相当額

S_B＝X kWh×A (円/kWh)

X：事業 t 年度の前年度における自家消費電力量の実績 (kWh/年) であり、「総発電量 (ただし、事業者の自家消費量があれば、これを除いた県企業庁への送り分)－「売電量」で算定する。

A：事業 t 年度の前年度の 4 月 1 日における従量料金単価 (円/kWh：税抜)

S_C：平成 26 年度の FIT 調達価格等算定委員会において示された太陽光発電設備の調達コスト (275,000 円/kWh) により県企業庁が算定した太陽光発電設備に係る設計・建設費 (＝800,000 千円 (税抜)) の 1/20。

サービス対価の増額は、前年度の実績 (FIT 収入、自家消費電力量) と当該年度の従量料

金単価により算定される。算定されたサービス対価の増額分は、各四半期ごとに 1/4 ずつ 県企業庁が事業者へ支払う（ただし、端数を生じた場合は第 4 四半期に支払う）。サービス 対価の増額は、運営・維持管理業務の 2 年目（平成 30 年度）から行い、事業最終年度につ いては、算定式により算出される額の 2 倍を県企業庁が事業者に支払う。なお、事業提案 書の設計・建設費が県企業庁の算定額（800,000 千円（税抜））の 80%未満の場合は、県企 業庁は S_c の額の見直しについて、事業者と協議することができるものとする。

また、算定式により、サービス対価の増額がマイナスで算定された場合においては、サー ビス対価の減額とする。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

愛知県

愛知県公営企業管理者

企業庁長 丹羽 健一郎 様

出 資 者 誓 約 書

愛知県（以下「貴県」という。）と〔事業者名〕（以下「事業者」という。）との間において、平成 [] 年 [] 月 [] 日付けで締結された犬山浄水場始め 2 浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業契約（以下「本契約」という。）に関して、当社は、貴県に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書において用いられる用語の定義は、本契約に定めるとおりとします。

記

- 1 本日時点において、当社が保有する事業者の株式の総数は、[]株であること。
- 2 当社は、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、貴県の事前の書面による承諾（ただし、かかる承諾は合理的理由なく拒絶、留保又は遅延されない。）がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。貴県の承諾を得て、当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権等設定その他の処分をする場合、当該処分にかかる契約の締結後すみやかに、当該契約の主な内容及び条件を、貴県に報告すること。
- 3 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、譲渡した後すみやかに、譲受人から本出資者誓約書と同じ様式の出資者誓約書を徴収し、貴県に提出すること。

以上

（住所）

〔構成員〕（代表者）

代表取締役

印

（住所）

〔構成員〕（代表者）

代表取締役

印

（住所）

〔構成員〕（代表者）

代表取締役

印

1. 脱水ケーキの再生利用

(1) 再生利用

事業者は、2 浄水場から発生した汚泥全量の再生リサイクル脱水処理を県企業庁から受託する。汚泥を再生した脱水ケーキの所有権はすべて事業者に帰属するものとし、事業者は、以下に規定する有価利用又は非有価利用により第 48 条の規定に従い事業者が全量（ただし、3（3）に基づき埋め立て処分されたものを除く。）を再生利用するものとする。

(2) 有価利用

有価利用とは事業者が脱水ケーキを自らの責任と費用で販売することをいい、有価利用による収入は、事業者に帰属するものとする。

(3) 非有価利用

非有価利用とは、事業者自らの責任と費用により、再生リサイクル品である脱水ケーキの売れ残りを舗装材等へ再生利用することをいう。非有価利用に係る対価は、2（2）及び（3）に規定する額を、県企業庁が負担するものとする。

2. 脱水ケーキの非有価利用業務に係る対価

(1) 有価利用可能量

事業者が 1 事業年度で有価利用を行う最大量である有価利用可能量は、2 浄水場合計で〔1,700t-ds/年以上で提案のこと〕（t-ds/年）とする。

(2) 脱水ケーキ処分単価（非有価利用に係る単価）

脱水ケーキ処分単価は、〔39,900 円/t-ds 以下で提案のこと〕円/t-ds（消費税及び地方消費税は含まず。）とする。

(3) 県企業庁が支払う脱水ケーキの非有価利用業務に係る対価（図表 13-1 参照）

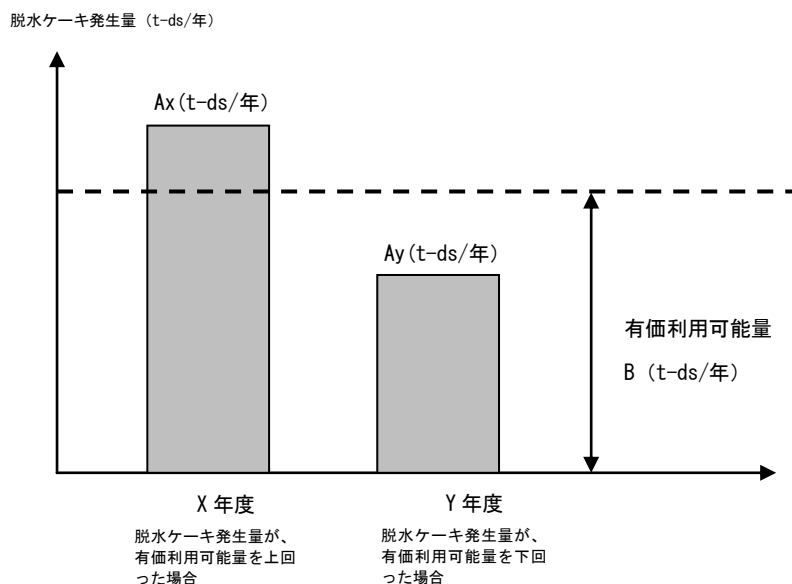
県企業庁が支払う脱水ケーキ非有価利用業務に係る対価は、当該事業年度における脱水ケーキ発生量（適正に脱水処理されたことが確認できた量）から上記 2（1）の有価利用可能量を引いた量に、2（2）の脱水ケーキ処分単価を乗じて求めた金額（以下、「脱水ケーキの非有価利用業務に係る年間対価」という。）に消費税及び地方消費税を加えた額とする。

当該事業年度における脱水ケーキ発生量が有価利用可能量を下回った場合、県企業庁は非有価利用が行われないものとみなし、脱水ケーキの非有価利用業務に係る対価は発生しないものとする。

また、実際の年間有価利用量が、有価利用可能量を下回った場合及び上回った場合のどちらにおいても、支払対価の計算は上記 2（1）の有価利用可能量が維持されたものとみ

なして行う。

図表 13-1 脱水ケーキの再生利用業務に係る支払対価の計算方法



X年度の支払対価(円) = $(A_x - B) \times$ 脱水ケーキ処分単価

Y年度の支払対価(円) = なし

(4) 脱水ケーキの非有価利用業務に係る対価の支払い方法

当該事業年度において脱水ケーキ発生量（適正に脱水処理されたことが確認できた量）が有価利用可能量を上回った場合に支払われる、脱水ケーキの非有価利用業務に係る年間対価は、各事業年度の第4四半期において支払う

図表 13-2 脱水ケーキの非有価利用業務に係る支払対価の支払い方法

CD_t : 当該事業年度の脱水ケーキの非有価利用業務に係る年間対価 (円/年)

A_t : 当該事業年度の脱水ケーキ発生量 (t-ds/年)

B : 2 (1) に定める有価利用可能量 (t-ds/年)

C : 2 (2) に定める脱水ケーキ処分単価 (円/t-ds)

$$CD_t = C (A_t - B)$$

なお、脱水ケーキの非有価利用業務に係る対価の支払い手続きは、別紙9「サービス購入料について」における運営・維持管理業務に係る対価の支払い手続きを準用するものとする。

3. 市場変動への対応等

(1) 有価利用可能量の改定

上記2(1)に規定する脱水ケーキの有価利用可能量は、運営・維持管理業務開始以降、契約者の一方の申し出により、関係者協議会において3年ごとに改定することができるものとする。

その際、有価利用可能量の改定を要請する者は、改定の正当性を証する書類（有価利用市場の縮小等を証する書類等）を関係者協議会に提出するものとし、合理的に認められた場合に限り、次年度より改定するものとする。

(2) 非有価による脱水ケーキ処分単価の改定

上記2(2)に規定する非有価による脱水ケーキ処分単価は、契約者の一方の申し出により、関係者協議会において3年ごとに改定できるものとする。

その際、非有価による脱水ケーキ処分単価の改定を要請する者は、改定価格の正当性を証する書類（愛知、岐阜、三重の県営浄水場における処理費用の変動等を証する書類等）を関係者協議会に提出するものとし、同協議会において合理的に認められた場合に限り、次年度より改定するものとする。

なお、契約期間中、事業者が利用方法を提案し、それにより非有価による脱水ケーキ処分単価が低下した場合には、事業者の利益とする。また、契約期間中、県企業庁が利用方法を提案し、それにより非有価による脱水ケーキ処分単価が低下した場合には、関係者協議会によって県企業庁及び事業者双方の利益となるよう、脱水ケーキの処分単価を見直すものとする。

(3) 再生利用市場の消失

事業者は、「再生利用市場の消失」（以下に定義する。）の可能性があると判断した場合には、すみやかに県企業庁に通知して別紙11「モニタリングの実施とサービス購入料の減額及び支払停止並びにサービス購入料の増額について」2(2)エ(イ)に示す最終処分場への埋め立ての許可を求めるものとし、県企業庁は「再生処理市場の消失」に該当するかどうかを判断し、これに該当する場合はかかる最終処分場への埋め立てを許可するものとする。

なお、「再生利用市場の消失」とは、合理的な条件における再生利用先が存在しない状態を意味するものとし、具体的な判断基準については、当該時点の市場環境、技術水準、景気等の状況を勘案して県企業庁が決定するものとする。

4. 脱水ケーキの再生利用に係る諸手続き

(1) 脱水ケーキの所有権等

脱水ケーキの所有権は、事業者に帰属する。

(2) 脱水ケーキの全量再生利用の確認方法

ア 浄水場での確認方法

県企業庁は2浄水場において、事業者の提出する業務日報及び業務報告書により脱水ケーキの発生量を把握し、売却相手方又は再生利用依頼先が受け入れた脱水ケーキの量を証明する書類との照合によって、本事業で発生した浄水場の脱水ケーキが、全量再生利用されたこと（ただし、上記3（3）に基づき埋め立て処分されたものを除く。）の確認を行う。脱水ケーキの発生から売却相手方又は再生利用先への搬入までに一時保管等を行う場合には、その保管量についても確認を行う。

なお、脱水ケーキ量の確認は乾燥重量に換算した数値で行うものとする。

$$\text{脱水ケーキの発生量} = \text{売却相手} \cdot \text{再生利用依頼先の受入脱水ケーキ量} + \text{保管量}$$

イ 有価利用量と非有価利用量の確認方法

(ア) 有価利用量の確認

事業者は脱水ケーキの売却相手方より「有価利用状況を証明するに足りる書類（買取証明書）」の発行を受けるものとする。買取証明書はモニタリングにおいて確実に有価利用できたことを確認する際に使用する。

(イ) 非有価利用量の確認

非有価利用分については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、事業者が排出事業者として manifests を発行する。県企業庁は、事業者が回収した manifests 伝票の写しの提出をもって、脱水ケーキが適切に処理されたことの確認を行う。

別紙14「割賦支払金の償還表」

■ 基準金利

別紙9「サービス購入料について」に基づき設定し、別紙10「サービス購入料の改定について」に基づき改定するものとする。

■ スプレッド

●%

単位：円／年

回数	支払時期		支払総額	元金	割賦金利	残額
1	平成29年度	I				
2		II				
3		III				
4		IV				
5	平成30年度	I				
6		II				
7		III				
8		IV				
9	平成31年度	I				
10		II				
11		III				
12		IV				
13	平成32年度	I				
14		II				
15		III				
16		IV				
17	平成33年度	I				
18		II				
19		III				
20		IV				
21	平成34年度	I				
22		II				
23		III				
24		IV				
25	平成35年度	I				
26		II				
27		III				
28		IV				
29	平成36年度	I				
30		II				
31		III				
32		IV				
33	平成37年度	I				
34		II				
35		III				
36		IV				

回数	支払時期		支払総額	元金	割賦金利	残額
37	平成38年度	I				
38		II				
39		III				
40		IV				
41	平成39年度	I				
42		II				
43		III				
44		IV				
45	平成40年度	I				
46		II				
47		III				
48		IV				
49	平成41年度	I				
50		II				
51		III				
52		IV				
53	平成42年度	I				
54		II				
55		III				
56		IV				
57	平成43年度	I				
58		II				
59		III				
60		IV				
61	平成44年度	I				
62		II				
63		III				
64		IV				
65	平成45年度	I				
66		II				
67		III				
68		IV				
69	平成46年度	I				
70		II				
71		III				
72		IV				
73	平成47年度	I				
74		II				
75		III				
76		IV				
77	平成48年度	I				
78		II				
79		III				
80		IV				

別紙15「事業年度別本件整備施設の運営・維持管理業務に係る対価（固定費、変動費）」

1. 事業年度別固定費

単位：円／年

回数	支払時期		運営・維持管理業務に係る対価（固定費）			合計
			排水処理施設	常用発電設備	太陽光発電設備	
1	平成29年度	I				
2		II				
3		III				
4		IV				
5	平成30年度	I				
6		II				
7		III				
8		IV				
9	平成31年度	I				
10		II				
11		III				
12		IV				
13	平成32年度	I				
14		II				
15		III				
16		IV				
17	平成33年度	I				
18		II				
19		III				
20		IV				
21	平成34年度	I				
22		II				
23		III				
24		IV				
25	平成35年度	I				
26		II				
27		III				
28		IV				
29	平成36年度	I				
30		II				
31		III				
32		IV				
33	平成37年度	I				
34		II				
35		III				
36		IV				
37	平成38年度	I				
38		II				
39		III				
40		IV				

回数	支払時期		運営・維持管理業務に係る対価（固定費）			合計
			排水処理施設	常用発電設備	太陽光発電設備	
4 1	平成39年度	I				
4 2		II				
4 3		III				
4 4		IV				
4 5	平成40年度	I				
4 6		II				
4 7		III				
4 8		IV				
4 9	平成41年度	I				
5 0		II				
5 1		III				
5 2		IV				
5 3	平成42年度	I				
5 4		II				
5 5		III				
5 6		IV				
5 7	平成43年度	I				
5 8		II				
5 9		III				
6 0		IV				
6 1	平成44年度	I				
6 2		II				
6 3		III				
6 4		IV				
6 5	平成45年度	I				
6 6		II				
6 7		III				
6 8		IV				
6 9	平成46年度	I				
7 0		II				
7 1		III				
7 2		IV				
7 3	平成47年度	I				
7 4		II				
7 5		III				
7 6		IV				
7 7	平成48年度	I				
7 8		II				
7 9		III				
8 0		IV				
合計						

2. 汚泥処理単価

●円/t-ds

3. ピークカット運転単価

●円/h

保証書

愛知県

愛知県公営企業管理者

企業庁長 丹羽 健一郎 殿

[保証人名] (以下「保証人」という。)は、犬山浄水場始め2浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業(以下「本事業」という。)に関連して、[事業者名] (以下「事業者」という。)が愛知県との間で締結した平成[]年[]月[]日付け事業契約書(以下「本契約」という。)第32条第3項に基づいて、以下の通り保証する(以下「本保証」という。)。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義された場合を除き、本契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

(保証)

第1条 保証人は、事業者が解散した場合、本契約第32条に基づき事業者が負担していた又は負担すべきであった債務(以下「第32条債務」という。)につき、事業者の解散以降に限り、事業者に代わってこれを履行する旨保証する。

(通知義務)

第2条 愛知県は、本契約又は第32条債務の内容が愛知県と事業者との合意により変更された場合で、かつ本契約又は第32条債務の内容が拡張ないし加重された場合は、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知するものとする。保証人は、本保証の内容が当該通知の内容に従って当然に変更されることを予め承諾する。

(保証債務の履行)

第3条 愛知県は、本保証に基づく債務(以下「保証債務」という。)の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、愛知県が定めた様式による保証債務履行請求書を送付するものとする。

2 保証人は、前項の保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求にかかる保証債務の履行を開始しなければならない。愛知県及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行の完了期限を、別途協議の上、決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、保証人は、第32条債務が金銭の支払いを内容とする債務である場合、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了するものとする。

(終了及び解約)

第4条 保証人は、愛知県の同意がない限り、本保証を解約することができない。

2 本保証は、第32条債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。

(管轄裁判所)

第5条 本保証について訴訟等が生じたときは、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本保証書2通を作成し、保証人はこれに署名し、1部を愛知県に差し入れ、1部を自ら保有するものとする。

平成 年 月 日

保証人

[保証人住所]

[保証人名]

印

保証書

愛知県

愛知県公営企業管理者

企業庁長 丹羽 健一郎 殿

[保証人名] (以下「保証人」という。)は、犬山浄水場始め2浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業(以下「本事業」という。)に関連して、[事業者名] (以下「事業者」という。)が愛知県との間で締結した平成[]年[]月[]日付け事業契約書(以下「本契約」という。)第43条第6項に基づいて、以下のとおり保証する(以下「本保証」という。)。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義された場合を除き、本契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

(保証)

第1条 保証人は、事業者が解散した場合、事業者が負担していた又は負担すべきであった本契約第43条第6項(これにより準用される第32条第1項及び第2項を含む。)に規定する事業者の債務(以下「第43条債務」という。)を引き受け、事業者の解散以降に限り、事業者に代わってこれを履行する旨保証する。

(通知義務)

第2条 愛知県は、本契約又は第43条債務の内容が愛知県と事業者との合意により変更された場合で、かつ本契約又は第43条債務の内容が拡張ないし加重された場合は、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知するものとする。保証人は、本保証の内容が当該通知の内容に従って当然に変更されることを予め承諾する。

(保証債務の履行)

- 第3条 愛知県は、本保証に基づく債務(以下「保証債務」という。)の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、愛知県が定めた様式による保証債務履行請求書を送付するものとする。
- 2 保証人は、前項の保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求にかかる保証債務の履行を開始しなければならない。愛知県及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行の完了期限を、別途協議の上、決定するものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、保証人は、第43条債務が金銭の支払いを内容とする債務である場合、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了するものとする。

(終了及び解約)

- 第4条 保証人は、愛知県の同意がない限り、本保証を解約することができない。
- 2 本保証は、第43条債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。

(管轄裁判所)

第5条 本保証について訴訟等が生じたときは、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本保証書2通を作成し、保証人はこれに署名し、1部を愛知県に差し入れ、1部を自ら保有するものとする。

平成 年 月 日

保証人

[保証人住所]

[保証人名]

印

別紙 18 「土地使用料」

土地使用料の算定方法は次のとおりとする。

- (1) 2 浄水場内の用地（P F I 事業者管理対象範囲内を除く）を建設工事等に伴う、現場事務所用地及び資材置場として使用する場合は、土地の使用を許可する日の属する年の前年の土地価格（相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）の規定により定められた相続税課税標準価格）により算出する。
- (2) 浄水場の住所など、代表的な地番の土地価格による格付けを浄水場用地全体に適用する。
- (3) 使用料は、相続税課税標準価格の変更に応じて、県企業庁が改定する。
- (4) その他の条件は県企業庁が定める。